

児童扶養手当 認定請求書

あなたのことについて	(1) フリガナ氏名・性別	(2) 生年月日 大正 昭和 平成	(3) 障害の有無 ある・ない	(4) 配偶者の有無 ある・ない	
	(5) 住所	(6) 銀行等名 支店等名	口座種類 口座番号	普通・当座	
	(7) 職業又は勤務先名	(8) 勤務先所在地			
	(9) 公的年金受給状況	受けることができる } 種類 支給停止 } 基礎年金番号・年金コード	(10) 児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない	
児童のことについて	(11) フリガナ児童の氏名 (生年月日)				
	(12) 請求者との続柄・同居の別	同居 別居	同居 別居	同居 別居	
	(13) 監護又は養育を始めた年月日				
	(14) 障害の状態の有無	ある・ない	ある・ない	ある・ない	
	(15) 父の状況	イ 離婚口死亡ハ障害 ニ 生死不明ホ遺棄へ拘禁ト未婚の女子の子チその他(平成)	イ 離婚口死亡ハ障害 ニ 生死不明ホ遺棄へ拘禁ト未婚の女子の子チその他(平成)	イ 離婚口死亡ハ障害 ニ 生死不明ホ遺棄へ拘禁ト未婚の女子の子チその他(平成)	
	父	氏名			
		生年月日			
	母	氏名			
		生年月日			
	(18) 児童が父又は母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父の公的年金の受給状況	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード	
(19) 父があるとき	身体障害者手帳の番号及び障害等級				
	公的年金の種類・障害等級				
	再診予定年月				
認定・却下	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手当月額	
	平成 年 月	人	全部支給 一部停止 全部停止	平成 年 月 円	
証書番号	第 号				

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

(20) < 年分所得	(21) 請求者	(22) 配偶者	(23) 扶養義務者(請求者との続柄)
氏名			
(24) 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については(イ)老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、(ロ)特定扶養親族の数)	人 (イ)人 (ロ)人	人 (老人扶養親族の数)	人 (老人扶養親族の数)
(25) (24)以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	人		
(26) 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額	円	円	円
(27) 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額			
母に対し支払われた額	円		
母に対し支払われた額の8割相当額 A	円		
児童に対し支払われた額	円		
児童に対し支払われた額の8割相当額 B	円		
合計 A + B	円		
(28) 障害者(特別障害者を除く)控除額(人)は控除対象配偶者及び扶養親族の数	本人控除・(人)円	本人控除・(人)円	本人控除・(人)円
(29) 特別障害者控除額(人)は控除対象配偶者及び扶養親族の数	本人控除・(人)円	本人控除・(人)円	本人控除・(人)円
(30) 老年人、寡婦・寡特(請求者が母の場合は控除しない。)、寡夫、特例、勤労学生控除	老・寡・特寡・勤	老・寡・勤	老・寡・特寡・勤
(31) 配偶者特別控除	円	円	円
(32) 医療費控除	円	円	円
(33)	円	円	円
(34) 児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除(社会保険料相当額)	8:0:0:0	8:0:0:0	8:0:0:0
(35) 控除後の所得額	円	円	円
所得制限限度額	全部支給 一部支給	円	円
関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。			
年 月 日 氏名			
会津若松市長 菅家 一郎 様			
審査	公的年金照合	あり 種類() なし	(1)-(19)の欄及びその他の記載事項 (21)-(35)の欄の記載事項
			身分及び生計維持関係の確認 課税台帳との照合
年 月 日 担当者氏名			
添付書類	イ 事実婚解消の申立書・証明ロ 診断書・X線フィルム ハ 生死不明証明書 ニ 遺棄申立書・証明・遺棄調査		
	戸籍簿 拘禁証明書 ヘ 養育費に関する申告書 住民票 養育申立書・証明、別居監護申立書・証明、前住地の所得証明書、児童扶養手当請求関係調書、預金通帳の写し 公的年金調書、その他()		
備考			

注 意

- 1 (6)の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入して下さい。
- 2 (9)、(10)及び(18)の欄の「受けることができる」には現に受けているとき、申請中及び請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合をいいます。
- 3 (9)、(18)及び(19)の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 4 (16)及び(17)の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 5 (18)の欄は、児童が父又は母の死亡により受けることができる「公的年金」、「遺族補償」又は児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっている場合に記入して下さい。
- 6 (23)の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入して下さい。
- 7 (24)の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入して下さい。

なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲して下さい。

請求者については、(イ)に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、(ロ)に特定扶養親族の数を記入して下さい。

配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入して下さい。。

- 8 (25)の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 9 (26)の欄は、前年(1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。)の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入して下さい。
- 10 (27)の欄は、請求者が母である場合には、その監護する児童の父から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母または児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額(1円未満四捨五入)を記入し、合計の欄にはそれぞれの8割相当額の合計額を記入してください。
- 11 (30)の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除、寡婦控除特別加算の額は控除しません。
- 12 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

請求者が母である場合に児童と同居しないで児童を監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

請求者が母以外の者である場合は、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類

児童又は児童の父が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合は、エックス線直接撮影写真

呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他

次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類

(ア)父又は母が生死不明の場合、(イ)父が1年以上遺棄している場合、(ウ)父又は母が1年以上拘禁されている場合

本年1月2日以後現住所に転入された方は、(24)から(34)までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書

このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

- 13 この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

虚偽の内容を記載した場合には、児童扶養手当法第23条第1項に基づき、お支払いした手当の額の全部又は一部を返還していただくことがあるほか、同法第35条に基づき、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。